

ライフサポートパック forEXPO 会員規約

第1章 総則

第1条 (用語の定義)

このライフサポートパック forEXPO 会員規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	ライフサポートパック forEXPO 会員規約をいいます。
当社	株式会社ライフグローバライズをいいます。なお、本サービスの運営元は当社であり、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社ではございませんので予めご了承下さい。 連絡先：生活救急サービス（本規約第2章）について <固定電話・携帯電話から> 0120-024-723
本サービス	「生活救急サービス」と「簡易ウィルスチェック」をあわせたサービスである、「ライフサポートパック forEXPO」をいいます。 ライフサポートパック forEXPO の販売は株式会社ライフグローバライズ（その販売代理店等も含まれます。）が行い、会員管理、会費管理、会員向けサービスの提供は運営会社である株式会社ライフグローバライズが行います。株式会社ネットワークコンサルティングと株式会社ライフグローバライズは、ライフサポートパック forEXPO を一体となって展開します。
生活救急サービス	本規約第2章に定める、カギ・水まわり・ガラス等のトラブルサポートのサービスを、当社会員独自の特別価格で受けられるサービスをいいます。
簡易ウィルスチェック	本規約第3章に定める、当社会員のパソコンが被害にあった際に、当社が当社会員に訪問簡易ウィルスチェックをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
EXPO	当社が運営するインターネットプロバイダーサービスです。
通信事業者	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社をいいます。
契約者回線	通信事業者と当社会員との間で締結された、固定電話の回線に関する契約の対象となる回線をいいます。

第2条 (本規約の適用)

1. 本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更する場合は、本サービスサイトに掲載します。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

第3条 (譲渡禁止)

当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (本サービスの提供条件)

1. 本サービスは、通信事業者の契約者回線毎に提供します。
2. 1つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
3. 本サービスの提供対象は、現に契約者回線に接続している機器に限ります。
4. 本サービスの運営元は、当社であるため、通信事業者の運営する「自動音声応答サービスの総合案内」で本サービスに関する詳細な説明やサポートを受けることはできません。当社会員が本サービスについて問い合わせる場合は、ライフサポートパック forEXPO コールセンター（連絡先：0120-024-723）または本規約末尾の連絡先まで連絡するものとします。
5. 本サービスの月額料金については、無料期間（以下「月額料金無料期間」といいます）中は、通信事業者から当社会員に発行される請求明細に本サービスの明細は掲載されませんので、予めご了承下さい。なお、当社は、当社会員が入会申込をした日から通信事業者の料金の最初の〆日（通信事業者の〆日はお客様ごとに異なります）までを1ヶ月目とし、翌月の〆日までを月額料金無料期間とします。

第5条 (本サービスへの入会)

1. 当社会員になろうとする者は、通信事業者に対する回線利用契約の申込書類を提出する際に、当社の指定する申込書に署名の上、提出し、本サービスを申し込むものとします。なお、当社会員は、当社および当社の業務提携先が、本サービスの提供に必要な範囲で、通信事業者から顧客情報を取得することに同意するものとします。顧客情報としては、契約者名、請求先名称、郵便番号、住所、電話番号、携帯などの連絡先電話番号、契約の種類、受注数量・金額・費用、支払方法、契約状況、支払状況、申込日および入会日を含むものとします。
2. 当社は、当社会員になろうとする者から本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、またはその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申込みをした方は、お申込みした当日か

ら、当社会員の資格を取得するものとします。

- (1) 通信事業者との回線利用契約を締結していること
- (2) 通信事業者に提供した契約者名、郵便番号、住所、電話番号、携帯などの連絡先電話番号、申込日および入会日等の情報を当社が取得することに同意頂いた上で、申込書に署名をしていること

第6条 (変更の届出)

1. 当社会員は、住所、連絡先等、顧客情報に変更があった場合には、速やかに通信事業者及び当社にそれぞれ所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 第1項の届出が無かったことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第7条 (退会手続)

1. 当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
2. 当社会員が通信事業者の契約者回線を解約する場合は、解約前に本サービスの退会手続をとるものとします。
3. 当社会員が、回線契約を解約する場合、本サービスの退会手続は必要ございませんが、回線契約を解約後に簡易ウィルスチェックをお申込頂いた場合には、サービスを受けることはできないものとさせて頂いておりますので予めご了承下さい。

第8条 (当社が行う退会手続)

1. 当社は、当社会員が本サービスの月額料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は当社会員に対しなんらの催告等を要せず、当社会員を退会させることができるものとします。
2. 当社会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、当社会員に対し会員としての資格を喪失させることができるものとします。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
 - (5) 住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、または当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
 - (6) 不正な行為があった場合
 - (7) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
 - (8) その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
 - (9) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
 - (10) 当社会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (11) 当社会員に本サービスを提供する際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合
 - (12) 通信事業者との間で、「EXPO」の入会手続が完了せず、あるいは事由のいかんを問わず、入会した本サービスを終了させた場合
3. 前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時にサービスの利用を停止させて頂くことがあるものとします。また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
4. 当社会員は、第1項、第2項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

第9条 (本サービスの適用期間)

本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日までとします。

第10条 (月額料金)

本サービスの月額料金は、1契約回線毎に月額315円(税込)とします。

第11条 (月額料金のお支払い)

1. 当社は、本サービスの月額料金の徴収業務を通信事業者へ委託し、通信事業者は、当社会員の利用料金等に合算して請求します。
2. 当社会員は、月額料金を、当社が指定する期日までに、通信事業者を介して当社へ支払うものとします。
3. 当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
4. 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額請求します。

第12条 (消費税相当額の加算)

第10条、第11条の規定により当社会員に支払って頂く金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます)を加算した額とします。

第13条 (遅延利息)

当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

第14条（本サービスの提供義務の免責）

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

- (1) 当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
- (2) 簡易ウィルスチェックサービスについて、第22条（サービスを提供しない場合）に該当する場合
- (3) 天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

第15条（個人情報）

1. 当社（本サービスの販売店を含む）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
 - (1) 当社会員より依頼を受けた各種サービスを提供するため
 - (2) 当社会員に対して各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて当社会員と接触する必要が生じた場合
 - (4) 当社会員から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
2. 次に掲げる場合、第1項の目的の範囲外であっても当社会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - (1) 当社会員が同意している場合
 - (2) 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、当社会員等の個人情報を、当社の業務提携先等に提供します。

第2章 生活救急サービス

第16条（内容）

1. 当社会員は、カギ・水まわり・ガラス等本サービスサイトに記載された生活救急サービス（以下「生活救急サービス」といいます）を、本規約内に定める業務提携先の規約（以下「業務提携先規約」といいます）・条件・利用料金等に従い当社会員に対する特別の利用料金にて利用できるものとします（URL ）。すなわち、月額料金とは別に、利用料金（解決に要した部品代・実費等の費用）がかかります。特別料金の金額については業務提携先、地域、時期等により異なりますので、詳細はライフサポートバック forEXPO コールセンター（0120-024-723）にてご確認ください。
2. 生活救急サービスの実際の作業等は、当社の業務提携先により行われるものとします。生活救急サービスについては、本規約に定める事項のほか業務提携先規約、条件、利用料金等が適用されますので、予めご了承下さい。

第17条（生活救急サービスの対象）

以下の条件の場合は、生活救急サービスの対象外であり、業務提携先の一般料金での利用となります。

- (1) 当社会員の所持する免許証等の身分証明書上の住所が、物件の利用名義と一致しない場合
- (2) 特殊な錠前構造、あるいは特殊部品を使用する場合ならびに 30 分の作業を超える超過作業及び特殊作業が必要となる場合

第18条（免責等）

1. 生活救急サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 当社会員本人以外の依頼による場合
 - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼、または天災地変等の災害で対象物件への到着が困難であると当社が判断した場合
 - (3) カギの開錠の場合に当社会員本人の立会いがない場合
 - (4) 生活救急サービスとは異なるトラブルのサポート依頼の場合
 - (5) 業務提携先規約に定める免責事項に該当する場合
2. 当社及び当社の業務提携先は、生活救急サービスの利用により発生した当社会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及びサービスを利用できなかったことにより当社会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第3章 簡易ウィルスチェックサービス

第19条（用語の定義）

本章において使用する用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
----	----

簡易ウイルスチェック	本規約に基づき、当社が当社会員へ提供する訪問駆けつけとウイルスチェックを行うサービスをいいます。
第三者	当社会員が個人の場合は、当社会員以外のものをいい、当社会員が法人の場合は、当社会員の役員・使用人以外のものをいいます。

第20条（サービスの対象範囲）

当社が本章において補償する対象は、当社会員が保有する回線として当社に登録され、かつ現に**ライフサポートパック forEXPO**の対象となっている回線とします。

第21条（サービスを提供しない場合）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、簡易ウイルスチェックサービスを提供しません。
 - (1) 当社会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する被害
 - (2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
 - (3) 当社が指定したサービス提供に必要な書類の提出がない場合
 - (4) 当社会員が会員資格を有していないときに発生した被害
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。)
 - (6) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
 - (7) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

第22条（保証および責任の限定）

1. 当社はサービスの利用により発生した加入者または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及びサービスを利用できなかったことにより加入者または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社が、下記等その他やむを得ない理由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合。
 - (2) サービスを規約外の内容で利用しようとした場合。
 - (3) サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合。
 - (4) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると判断した場合。
 - (5) サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合。
 - (6) 天災地変等の災害で対象物件への到着が困難であると判断した場合。
 - (7) その他、当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合。
3. 当社は前項において明示する場合を除き、サポートサービスに関して一切の保証を行いません。またサポートサービスが当社会員の特定の目的に適合することを保証するものではなく、物理的な事故および誤用等に起因する当社会員の損害につき一切の補償をいたしません。
4. 会員登録、もしくは登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、当社から当社会員への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。
5. 当社会員が期待する成果を得るためのサービスの選択、導入、使用および使用結果につきましては当社会員の責任とさせていただきます。
6. 本契約のもとで、理由の如何を問わず当社が当社会員またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとで当社会員が実際に支払われた対価の100%を上限とします。
7. 当社は、当社会員から請求を受けたときは、被害の事実を調査する目的で、通信事業者へ直接照会することがあります。
8. 当社会員が当社の調査に協力しなかった場合は、サービスの提供が遅延または不能となる場合があります。

運営元

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6

株式会社ライフグローバライズ

ライフサポートパック forEXPOforEXPO 事務局 0120-024-723

付 個人情報の取り扱いに関する同意条項

第1条（同意）

この書面は、当社が、**ライフサポートパック forEXPO** の提供にあたりお客様からご提供頂く個人情報の取扱いについてご説明するものです。当社の**ライフサポートパック forEXPO** をご利用するお客様は、必ず本書面をお読み頂き同意のうえご利用ください。

第2条（個人情報の利用目的）

当社は、**ライフサポートパック forEXPO** の提供にあたり東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ライフグローバライズからご提供頂くお客様の個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- (1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため
- (2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- (3) お客様へのサービス向上を図るためのアンケートの発送、回収等のため
- (4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- (5) お客様に対し、ご自身の契約状況や各種登録情報について確認やご連絡をさせていただくため
- (6) その他、お客様へのサービス提供を適切かつ円滑にするため

第3条（個人情報の開示・提供）

当社は、前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の加盟店、関連会社及び当社が業務等を委託する第三者に対し開示し、提供します。

上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関、または弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれに当たりません。

第4条（情報提供の任意性）

個人情報のご提供は、任意です。ただし、ご提供頂けなかった場合、必要なサービスをご提供できなくなります。あらかじめご了承ください。

第5条（お客様の個人情報の保護対策）

- (1) 当社は保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
- (2) 個人情報管理責任者を任命し、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
- (3) 当社の従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

第6条（業務委託先の監督）

当社が、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理について当社が設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

第7条（当社の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者」））

氏名：株式会社ライフグローバライズ 担当
連絡先： 03-

第8条（お問い合わせ、訂正・利用停止等）

当社が保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正もしくは削除については、上記連絡先までご連絡ください。

生活救急サービス「業務提携先規約」

総則

第1条（会員規約）

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ライフグローバライズ（以下、「LG」といいます。）の運営するライフサポートパック forEXPO（以下「本サービス」といいます。）の会員に対して提供する、生活救急サービスの利用に関し、株式会社ライフデポ（以下「LD」といいます。）が定めるものです。

第2条（免責）

LDまたはLDの提携会社は生活救急サービスの利用により発生した会員又は第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び生活救急サービスを利用できなかったことにより発生した会員又は第三者に生じた損害に対し、故意および重大な過失がない限り、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

第3条（規約の変更）

LDは、生活救急サービスの運営上必要と判断した場合、利用者の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、生活救急サービスの利用条件は、変更後の規約に従うことを会員は予め承諾します。変更された規約は、「ライフサポートパック forEXPO」生活救急サービスのHPで確認いただけます。

第4条（キャンセル）

生活救急サービスについては、お客様都合のキャンセルの場合は、料金が発生する可能性があります。

カギのトラブル解決サービス規約

第1条（サービス内容および利用料金）

LDは、会員に対して、緊急性を有する場合に、対象物件におけるカギのトラブル解決サービスを行います。ただし、サービスを提供するにあたって、個別サービス毎に定める料金が発生し、会員はLD（LDの業務委託先を含む）に対し現場作業終了後、ただちに支払っていただきます。

第2条（免責）

- カギのトラブル解決サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - 利用者本人以外の者からの依頼によるものと判明した場合
 - 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - 免許証等の身分証明書が対象物件利用者の名義と一致しない場合
 - 会員情報に登録された物件住所とは異なる場合
 - 利用者本人の立会いが無い場合（ただし、本人以外が立ち会うときはLDの定める手続きによる本人の承が必要です）
 - 車等の開錠作業を行う場合、車検証の提示が無い場合
 - 賃貸物件、分譲物件において、大家、管理会社などに確認が取れない場合
 - 集合住宅のエントランスなど共有部分の作業
 - 特殊なカギの形状の場合（外国産ウエーブキー等も含む）
 - 登録住所敷地外に駐車している車やバイク等の開錠
 - 合鍵の作製
 - 業務用金庫の開錠作業
 - 電気錠取付工事等
 - カギのトラブル解決サービスとは異なるトラブル解決依頼
- カギのトラブル解決サービスに関して、重大な過失がない限り、LDはいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。
- カギのトラブル解決サービスにて、LDが、免許証等の身分証明書が利用者の名義と一致することを確認した上で開錠作業を行った場合、開錠作業をしたことで発生した会員・居住者又は第三者に生じた損失についてLDはいかなる責任も追わず、損害賠償責任を負担しないものとします。

ガラスのトラブル解決サービス規約

第1条（サービス内容および利用料金）

LDは、会員に対して、緊急性を有する場合に、対象物件におけるガラスのトラブル解決サービスを行います。ただし、サービスを提供するにあたって、個別サービス毎に定める料金が発生し、会員はLD（LDの業務委託先を含む）に対し現場作業終了後、ただちに支払っていただきます。

第2条（免責）

- ガラスのトラブル解決サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 利用者本人以外の者からの依頼によるものと判明した場合
- (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
- (3) 免許証等の身分証明書が対象物件利用者の名義と一致しない場合
- (4) 会員情報に登録された物件住所とは異なる場合
- (5) ガラスのトラブル解決サービスとは異なるトラブルの解決依頼
- (6) 利用者本人の立会いが無い場合
- (7) ガラスを外すことが出来ない箇所や商品
- (8) ガラス撤去のみの作業
- (9) お手持ちのガラス加工や移設

2. ガラスのトラブル解決サービスに関して、重大な過失がない限り、LD はいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

水まわりのトラブル解決サービス規約

第1条 (サービス内容および利用料金)

LD は、会員に対して、緊急性を有する場合に、対象物件における水まわりのトラブル解決サービスを行います。ただし、サービスを提供するにあたって、個別サービス毎に定める料金が発生し、会員はLD (LDの業務委託先を含む) に対し現場作業終了後、ただちに支払っていただきます。

第2条 (免責)

1. 水まわりのトラブル解決サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 利用者本人以外の者からの依頼によるものと判明した場合
 - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - (3) 免許証等の身分証明書が対象物件利用者の名義と一致しない場合
 - (4) 会員情報に登録された物件住所とは異なる場合
 - (5) 水まわりのトラブル解決サービスとは異なるトラブルの解決依頼
 - (6) 高圧洗浄などの特殊作業が必要な配管詰まり
 - (7) 貯水槽等、集合住宅の共有部分にあたる箇所のトラブル
 - (8) ガス給湯器のガス部分、シャワートイレの電気系統等の対応不能部分
2. 水まわりのトラブル解決サービスに関して、重大な過失がない限り、LD はいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

ハウスクリーニングサービス、家事代行サービス規約

第1条 (内容)

LD は、会員に対して、ハウスクリーニングサービス及び家事代行サービスをご提供いたします。

第2条 (免責)

1. ハウスクリーニングサービス、家事代行サービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 利用者本人以外の者からの依頼によるものと判明した場合
 - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - (3) 免許証等の身分証明書が対象物件利用者の名義と一致しない場合
 - (4) 会員情報に登録された物件住所とは異なる場合
 - (5) ハウスクリーニングサービス、家事代行サービスとは異なるトラブルの解決依頼
 - (6) 離島及び島嶼もしくはLDのサービス提供が困難な地域
2. ハウスクリーニングサービスまたは家事代行サービスに関し、重大な過失がない限り、LD はいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第3条 (利用条件)

ハウスクリーニングまたは家事代行サービスの利用に関して、下記のお願事項を遵守していただくものとします。

クリーニングサービスご利用にあたってのお願い事項

〈ご注文をいただく場合の注意事項〉

【サービス内容について】

- サービスは注文書に沿って実施させていただきます。
- 必要に応じてお客様と話し合い、サービスの内容を変更することもございます。

- サービス内容以外の業務を、サービススタッフに直接指示をしたり、命令することはご遠慮ください。
- 実施したサービス内容が不十分な場合はサービス実施後の確認時にお申し付けください。

【サービススタッフについて】

- サービスに関して必要な教育を受けたスタッフがサービスを実施いたします。

【生活救急サービスの変更・中止について】

- サービス日の変更・中止は、2日前（土・日・祝日を除く）にお申し付けください。
- 当日及び前日のキャンセルはキャンセル料金が発生する場合がございます。

【当方よりのサービス中止】

- 次のことに該当した場合、サービスを中止させていただきます。
- サービススタッフの人格などを傷つける言動があったとき、または、あったとLDが認めたとき。
- その他、お約束事に違反されたとき。

〈作業に関する確認〉

- 貴重品の保管をお願いいたします。
～サービス日には現金及び貴金属・貴重品は、必ず片付けて保管場所に収納してください。
- 取り扱い注意を要するものがあれば、事前にお知らせください。
～下記のようなものにはサービス時には触れないようにいたします。
○骨董品・絵画・置物などの高価・希少なもので、触れて欲しくないもの。
○家具や電化製品などで既に破損のあるもの、または接触に注意を要するもの（例：留守番電話・録画中ビデオ・予約タイマーなど）。
- 留守宅サービス時の電話やインターホンに関して
～原則的にサービスの際は、お客様宅にかかる電話や訪問者のインターホンには対応いたしません。
- サービス当日は警報装置を解除してください。
～警報装置を設置されている場合は、訪問日には装置の解除をお願いいたします。
- サービスカーの駐車スペースのご用意をお願いいたします。
～お客様宅付近にどうしても駐車が出来ない場合は、駐車料金をご負担いただく場合がございます。
- お客様宅で特別に使用される洗剤や用具があればご指定ください。
～おそうじに必要な洗剤や用具は全て持参いたしますが、特別に指定のものがある場合はお知らせください。
- ゴミに関して
～ゴミの持ち帰りはできません。お客様宅内の置き場所をご指示ください。
- ペットについて
～お客様の大切なペットに関して、サービス実施の際に特別な注意を払わなければならないことがあればお知らせください。
- ご要望にお応えできない作業があります。
～高所や危険を伴う作業などは、場合によってご要望にお応えできない場合がございます。
- 水道・電気に関して
～当日は水道・電気を使用させていただきます。
- サービス日の変更は少なくとも2日前（土・日・祝を除く）までにご連絡ください。
～ご連絡を頂けずにキャンセルとなった場合はキャンセル料が発生致します。
- サービススタッフへのお心遣いはご遠慮願います。
～茶菓や金品などのお志は、謹んでご辞退申し上げます。

以上